

第2節

被災者の生活支援

1 避難所の運営

まちづくり定住課

【対応の状況】

地震発生直後から、市内の公共施設を中心に市民が自主的に避難を始めたことから、まちづくりセンター等へ準備ができ次第、避難所を開設した。

また、市が開設した避難所以外に、自主防災組織が住民をまとめ避難した地域もあった。

なお、震災直後の避難所開設箇所については次のとおり。

・市が開設した避難所

まちづくりセンター 26箇所（志学を除く）

学校体育館 3箇所（大田小学校、志学小中学校、朝波小学校）

・自主防災組織による避難場所

早水交流会館（志学地区）

避難所への避難者数は、上記の避難所が開設できた4月9日午前3時30分時点で4箇所35人、最も多かったのが同日午前6時の9箇所192人となっている。

その後、家屋の被害により自宅で生活できない方をはじめ、今後の地震活動へ不安を感じている方など、特定の避難者による夜間を中心とした避難所の利用が続いたが、すべての避難者の帰宅の意向が確認できた4月26日午前6時をもって避難所をすべて閉鎖した。

【円滑に対応できた点】

○避難所対応体制

- ・支部長、支部員の派遣により迅速に避難所の開設ができた。
- ・避難所に派遣する職員へ事前説明を行い、役割や対応等について説明を行うことによって、大きな混乱なく職員間の引継ぎをすることができた。
- ・音声告知放送を活用することで円滑に夜間避難所の開設について周知することができた。

○避難者の状況の把握

- ・避難者に対し避難時にアンケート調査を実施することによって、避難の理由やニーズ、健康状態等の把握ができた。

【課題となった点】

○迅速な情報の伝達

- ・ハザードマップに掲載されている指定避難所（例：大田一中）で待っていたが、避難所が開設されないことが時間が経ってわかったため、もっと早く周知してもらいたいとの要望があった。
- ・学校が避難所になっている箇所については、職員個人の携帯電話で連絡をとっており、また、テレビがない（ぎんざんテレビからの情報が取れない）など、情報の伝達・収集に課題が生じた。

- 障がい者等への対応
 - ・認知症や障がいのある方で、他の避難者と同室に避難できない方への対応ができなかった。
- 外国人への対応
 - ・避難所でのモラル等について十分に説明ができなかった。
- ペットを連れてきた避難者への対応

【課題に対する改善の方向性】

- 情報伝達手段の検討
 - ・迅速な情報伝達に向けて、夜間など状況に応じた手法や手段を構築する。
 - ・避難所への情報伝達のための持ち出し用の携帯電話・テレビ等の確保について検討する。
- 障がい者・外国人・ペットの受入体制の整備
 - ・福祉担当部局、関係機関などとの連携による受入体制の構築について検討する。
 - ・外国人向け説明を作成する。

2 物資の手配・調達、輸送

危機管理課

【対応の状況】

- 食料等
 - 避難者に対する食料・水は、備蓄品を活用した。
 - この他、企業及び個人から提供された物資により対応を行った。
 - 支援物資については、避難所で必要数を確認したうえで、市内備蓄倉庫から物資食料配給班による該当箇所への配布を行った。
- ブルーシート等
 - 4月9日の朝から市役所本庁及び両支所の玄関ホールにてブルーシートの配布を行った。
 - 備蓄だけでは不足したため、急遽市内ホームセンターから調達して配布を行った。
 - これについても、なくなったため、島根県及び国土交通省に依頼し、調達を行った。

【円滑に対応できた点】

- 食料等
 - 避難所班と連絡を取りながら配給することができた。
- ブルーシート等
 - 国（国土交通省）、県のリエゾンと調整しながら調達することができた。

【課題となった点】

- 食料
 - アルファ米や水だけでは、避難生活が長期化した場合にメニューの重複が避けられない。
- ブルーシート
 - 屋根の応急対応のためには#3000で10m×10mが適当である。
 - 応急対応で配布すべきものであるが、1ヶ月以上たってからも、要望が寄せられた。

○支援物資提供の相談が寄せられていたが、提供を待ってもらった。

【課題に対する改善の方向性】

○支援物資の提供

- ・災害支援協定の活用により流通備蓄からも調達を行う。
- ・ニーズを的確に把握し、支援物資提供の申し入れを活用する。

○ブルーシート

- ・備蓄は#3000とする。
- ・災害支援協定の活用により流通備蓄からも調達を行う。

表16 ブルーシート等調達状況

	ブルーシート(枚)							スーパー 土嚢袋 (枚)	ロープ φ8mm (m)	ロープ φ8mm (m)	備考
	#3000 10×10	#3000 7.2×7.2	#3000 7.2×5.4	#3000 5.4×3.6	#1000 5.4×3.6	その他 不明	計				
島根県	129	257		2,050			2,436				支援
鳥取河川国道事務所				420			420	2,000	2,000		支援
松江国道事務所							0	1,000		1,000	支援
出雲河川事務所				140			140				支援
浜田河川国道事務所			50	60			110	3,000			支援
中国技術事務所				1,000			1,000				支援
建設技術協会					1,000		1,000				支援
いない大田店	2	3	2	5		150	162				購入
ナフコ大田店	1	2	2	7		58	70				購入
ジュンテンドー大田店						22	22				購入
(株)シバオ						90	90				提供
大田ライオンズクラブ	40						40				提供
計	172	262	54	3,682	1,000	320	5,490	6,000	2,000	1,000	

表17 支援物資

団体名等	支援内容
JA女性部	炊き出し 9 升 (おにぎり)
はとぼっぼ	パン200食
(株)ブルボン西日本営業部中国営業所	お菓子、飲料水 (500ml×24本×4箱)
生協しまね	飲料水 (1.8l×6本×4箱)
(株)伊藤園	お茶 (500ml×24本×10箱)
コカ・コーラウエストジャパン(株)	お茶 (500ml×24本×20箱)
(株)読売中部総合販売	飲料水 (2.0l×6本×12箱)
森田製菓(株)	コーヒー飲料 (185ml×30缶)、お茶 (300ml×24本)
第一生命保険(株)	タオル100枚
(株)ぎょうせい島根事務所	タオル80枚
(株)日本ワイドコミュニケーションズ	飲料 (100ml×150本)
(株)タイヨー通信出雲営業所	IPトランシーバー 4台
(株)大和鉄工所	タオル80枚
(有)さひめランドリー	布団 (無償レンタル)

3 要配慮者への対応

地域福祉課

【対応の状況】

地震発生直後から、福祉施設入所中の要配慮者については入所施設職員を通じて、在宅の要配慮者についてはケアマネジャー、相談支援担当員、民生・児童委員等を通じて、それぞれの担当課職員が安否確認を行った。

その後は、必要に応じて個別の対応を行った。

【円滑に対応できた点】

- 福祉施設入所中の要配慮者については早期に安全が確認された。
 - ・施設においては大きな被害がなかったため、他へ避難するようなことはなかった。

- 在宅の要配慮者の対応については関係機関の協力を得ることができた。
 - ・要介護者、障がい者、高齢者等について、ケアマネジャー、相談支援担当員、また民生・児童委員等の協力により、安否確認や避難所への早期誘導が行われた。
 - ・特に民生・児童委員の迅速な行動により、地域の要配慮者を隅々まで把握することができた。

【課題となった点】

- 「災害時要援護者名簿」が使いにくく、ほとんど活用されなかった。
 - ・名簿が民生・児童委員へ事前に渡っておらず、また、内容も更新されておらず、ほとんど活用されることはなかった。
 - ・電話による確認ができなかった世帯の安否は、その後の民生・児童委員等の訪問に頼らざるを得ず、時間を要した。

【課題に対する改善の方向性】

- 「災害時要援護者名簿」を活用しやすいように再検討を行い整備する。
 - ・援護を要する理由が分かりやすく記載され、最低年1回程度更新された内容の名簿を、事前に民生・児童委員へ配備する。

4 被災者への情報提供

政策企画課

【対応の状況】

※市が直接行う市民・被災者への情報提供

「広報おおだ」、市ホームページ、メール配信、音声告知放送、ぎんざんテレビにより、市内の被災状況やボランティアセンターの開設、被災者への支援制度等の情報発信を行った。

◇「広報おおだ」

- ・平成30年4月19日号（チラシによる特別号発行）
 - －市長メッセージ、り災証明の発行手続き等
- ・平成30年4月25日号（広報おおだ5月号）
 - －被災者生活再建支援金など各種支援制度・市税等の減免等の紹介
- ・平成30年5月17日号（広報おおだ6月号）
 - －市長メッセージ、各種支援制度等・災害ボランティア団体等の紹介

◇市ホームページによる情報提供（4月9日から随時）

- ・防災・災害情報コーナーでの地震の状況や各種支援制度の情報発信、注意喚起等を実施

◇メール配信による情報提供（4月9日から随時）

- ・防災メールによる避難所開設、断水情報等の発信

◇危機管理課フェイスブックによる情報提供（4月9日から随時）

- ・地震の状況や各種支援制度の情報発信、注意喚起等を実施

◇音声告知（4月9日から随時）

- ・音声告知放送による断水情報や避難所開設の情報発信等

◇ぎんざんテレビによる情報提供

- ・フリップ放送、データ放送による各種支援制度の情報発信、注意喚起等

※報道機関等を通じた市民・被災者への情報提供

4月9日から毎日定時に報道機関向けの会見を開き、被災状況や総合窓口の開設、ボランティアセンター開設などの情報を報道各社による新聞、テレビ等を通じて、市民・被災者へ届けた。

◇報道機関向けの会見（4月9日から4月18日まで。以降、災害対策本部会議（のちに災害復旧連絡会議）開催時に資料提供）

【円滑に対応できた点】

- ・災害対策本部会議資料を用いた被災状況等の市ホームページ、危機管理課フェイスブックによる情報提供
- ・総合相談窓口やボランティアセンターの開設、各種支援策や税等の減免制度等が決定してからの市ホームページ、広報おおだ等による情報提供
- ・デスクネッツ（庁内Webグループウェア）を利用した庁内周知
- ・ぎんざんテレビによる情報提供（防災メールの自動変換によるデータ放送への展開、各種支援策決定時の周知、市長メッセージ対応など）
- ・報道機関対応（毎日18時の報道機関向け会見）

【課題となった点】

- ・ 在住外国人に向けた情報提供（各種情報提供媒体が外国語に非対応）
- ・ 地震があつてからの情報提供のタイミング（いつ、誰に対し、どんな情報を、どの媒体で）
- ・ 災害対策本部会議の資料作成（広報班業務の役割の明確化）
- ・ ホームページのサーバーダウン
- ・ 徹夜等による職員勤務体制の確立（情報掲載担当者の不足）
- ・ 報道機関からの詳細質問に対応する体制になかったこと
- ・ 音声告知放送が各課対応であり、どのような情報が提供されているか広報班で把握できなかったこと
- ・ 被災現場等の写真の種類・量の不足
- ・ 鳥根県の発表内容との整合性（異なることがあった）

【課題に対する改善の方向性】

- ・ 他の自治体を参考にした在住外国人への情報提供のあり方の早期確立
- ・ 災害対策本部マニュアルの見直し
（本部会議の資料作成及び各課の情報提供体制の明確化）
- ・ ホームページ・SNS等情報掲載する担当者を複数名決めておくこと
- ・ ホームページの災害用ページ設置や別媒体での情報発信体制の構築
- ・ タイムリーに情報が集約できる体制の構築
- ・ 各支援制度（既存制度）などを平時からまとめておくこと
- ・ 音声告知放送を広報班で取りまとめることで、情報の一元化を図ること
- ・ 各担当課で記録写真を撮る（撮影写真データの集約）こと
- ・ 鳥根県の報道発表とのすり合わせ

市民の皆さんへ

H30. 4. 19
発行：大田市災害対策本部
(大田市役所)
(☎0854-82-1600代)

4月9日に発生した地震により被災された市民の皆さま方には、心からお見舞い申し上げます。

市の東部を震源とするこのたびの地震は、震度5強を記録し、市内各地で建物や道路、水道等に多くの被害をもたらしました。

私自身、震源に近い波根町、久手町の東部地域や三瓶町志学地区での建物損壊や道路被害を目の当たりにし、この地震の大きさを改めて感じました。

被害に遭われた皆さまは、不便な生活を強いられていることと存じます。

市としましても、被災された方々が一日でも早く、落ち着いた生活を取り戻すことができるよう、国、島根県をはじめとした地方自治体や関係機関と連携を図りながら、市職員全員の総力を挙げて取り組んでいます。

また、被害がない地域、施設につきましては、正確な情報を発信することでいわゆる「風評被害」の防止に努めています。

一刻も早い復興に向け、市民の皆さまと市が共に手を携え、この苦境を乗り越えていかなければなりません。皆さまのご協力をお願いします。

今こそ、地域全体が一体となって、みんなで支え合いましょう。

大田市長 榊野弘和

総合相談窓口を開設しています

総合相談窓口は市役所2階です

専用電話番号 ☎0854-84-7888

※つながらない場合は☎0854-82-1600代へ

災害状況（土地・建物）の報告などを受け付けています

被災状況を写真で記録しましょう

今後必要となる「り災証明書※」には写真が必要となります
写真で被災の状況を必ず記録しておいてください

※り災証明書とは—— 地震や台風などの天災や火災などの災害により、住居が被害を受けた場合にその被害の程度を証明するものです。
公的支援を受けるためには、り災証明書が必要です。
※申請手続きや被災住宅の調査、公的支援などの詳細な内容はこれから決定しますので、別途ご案内します。

ご注意
ください

震災に便乗した悪質商法などにご注意ください

- ・屋根の葺き替え工事や耐震診断・耐震工事など不審な訪問・電話やメールでの不安をあおる言葉にだまされないようご注意ください
- ・契約は慎重にしましょう！

消費生活相談窓口（市役所内）(☎0854-83-8039)

大田市災害ボランティアセンター

■支援のお願い・相談等

家の片付けや掃除、屋根のブルーシート張りなどボランティア支援を希望される場合はご相談ください。

☎0854-84-7577、☎080-2932-9042
☎080-2932-9142

■ボランティアをしたい

直接ボランティアセンターへお越しください。

6人以上のグループは、事前にホームページから「ボランティア受付登録票」をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、FAXしてください。確認後、お電話で活動日程等を調整させていただきます。

☎0854-84-7575、☎0854-84-7576
FAX) 0854-82-9960

▽場所 大田市民会館

※いずれも電話は9時～16時

※大田市民会館への問い合わせはご遠慮ください。

※詳細は「大田市社会福祉協議会」のホームページ、「大田市災害ボランティアセンター」のフェイスブックでご確認ください。

ご相談ください

■お住まいでお困りのかた

市営住宅や教員住宅、県営住宅をご紹介します。

市役所都市計画課住宅係
(☎0854-83-8110)

■農地・農業用施設が被災、家屋裏山が崩壊したら

市役所農林水産課基盤整備係
(☎0854-83-8103)

■急傾斜地等のご相談

市役所事業推進課国県事業推進係
(☎0854-83-8094)

■震災による心や身体の不調はありませんか

心配なことがあれば、悩まずご相談ください。

市役所健康増進課
(☎0854-83-8056)

県央保健所健康増進課
(☎0854-84-9823)

■お子さんのいらっしゃるご家庭へ

心理的ストレスなどにより心や身体の不調が現れることがあります。お子さんのかかわり方などご相談ください。

市役所健康増進課
(☎0854-83-8056)

市役所子育て支援課
(☎0854-83-8147)

県央保健所健康増進課
(☎0854-84-9823)

ご一報ください

■道路で異状を発見された場合は…

市役所土木課
(☎0854-83-8102)

■道路などで水道に関する異状を発見された場合は…

市役所水道課
(☎0854-83-8113)

■古文書などを処分する前に…

被災した建物の片付けや取り壊しの際に所蔵する古文書や骨董品を処分される場合は、その前にぜひご相談ください。

未来の子どもたちへ大田市の歴史や文化を伝える大事な文化財の可能性がります。

最寄りの公民館
市教育委員会文化・スポーツ推進室 (☎0854-83-8126)

廃棄物の処理

このたびの震災により発生した廃棄物(可燃物・不燃物)は、すべて大田市不燃物処理場(仁摩町宅野)において無料で受け入れます。認印をお持ちください。

(9時～15時 土日搬入可)

市役所環境政策課

(☎0854-83-8069)

大田市衛生処理場

(☎0854-82-6749)

相談窓口

■商工業等相談窓口

▽島根県

中小企業課 (☎0852-22-5883)

西部県民センター

(☎0855-29-5745)

▽島根県中小企業団体中央会

(☎0852-21-4809)

▽しまね産業振興財団

松江本部 (☎0852-60-5103)

石見事務所 (☎0855-24-9301)

▽島根県信用保証協会

出雲支店 (☎0853-21-4998)

▽大田商工会議所

(☎0854-82-0765)

▽銀の道商工会

本所(温泉津)

(☎0855-65-1110)

支援センター(仁摩)

(☎0854-88-2513)

■農林水産関係相談窓口

▽農業関係

西部農林振興センター大田支所

(☎0854-84-9706)

▽林業関係

西部農林振興センター県央事務所林業部 (☎0855-72-9595)

▽水産業関係

浜田水産事務所水産課

(☎0855-29-5632)

ふるさと納税

島根県西部地震
ふるさとチョイス
災害支援サイト
大田市

を立ち上げました
災害支援寄付を受け付けています

広報おおだ特別号
平成30年(2018年)4月25日発行

大田市東部を震源とした地震(島根県西部地震) に関する支援制度など

この度の地震により、被害にあわれたみなさんは不便な生活を強いられていること
と思います。一日でも早く落ち着いた生活を送れるよう支援いたします。
ご不明な点につきましては、担当課へお問い合わせください。

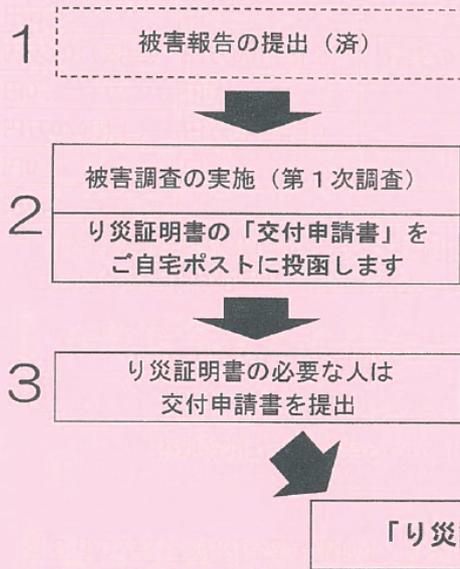
り災証明書について

総合相談窓口(受付時間 8時30分~17時)
申請書提出先 大田市役所総合相談窓口(郵送可)
☎0854-83-8183、☎0854-84-7888
または大田市役所☎0854-82-1600(代)

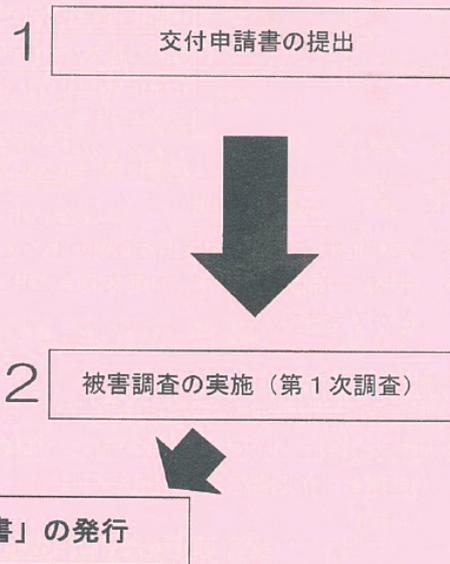
り災証明書とは、自然災害による住家(居住のために使っている建物)・非住家(倉庫、店舗等)の被害の程度(全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・小規模破損)を証明するものです。

り災証明書が発行されると、公的支援や民間支援など各種支援を受けられる場合があります。税金や健康保険料の減免、被災者生活再建支援金の支給などを受けることができます。

【被害報告が済んでいる人の流れ】



【これから手続きをする人の流れ】



- 「り災証明書」には外観のみの調査(第1次調査)で判定した結果を表示しています。内容に不服があれば、建物内部も含めた調査(第2次調査)を実施し、再判定を行います。
- 再判定(第2次調査)を行った場合には、第2次調査の結果が「り災証明書」に記載されます。(第2次調査をした場合、第1次調査の判定より被害の程度が下がることもあります。)
- 第2次調査の受付時には、発行済みの「り災証明書」を返却してください。

地震に伴う生活の再建支援について

この度の地震により、お住まいの住宅に被害を受けた人が、住宅の建設、購入、補修をされる場合に、次のとおり支援します。

問 地域福祉課 (☎0854-83-8141)

【対象者】平成30年4月9日(月)に、大田市内に生活の本拠として住家^{*}に居住する世帯主(空き家は除く)

※ 住家とは、現実に居住のため使用している建物。アパート・借家の場合は借主が対象。

■被災者生活再建支援金

被害の程度	基礎支援金	加算支援金		最大支援額
全壊	100万円	建設・購入する場合	200万円	300万円
		補修する場合	100万円	200万円
		賃借する場合(公営住宅除く)	50万円	150万円
		上記に該当しない場合	0円	100万円
大規模半壊	50万円	建設・購入する場合	200万円	250万円
		補修する場合	100万円	150万円
		賃借する場合(公営住宅除く)	50万円	100万円
		上記に該当しない場合	0円	50万円
半壊	—	建設・購入・補修する場合の実費	(上限)100万円	(上限)100万円
		上記に該当しない場合	0円	0円
一部破損	—	補修する場合の実費	(上限)40万円	(上限)40万円
		上記に該当しない場合	0円	0円
小規模破損	一律3万円	—		3万円

※ 単身世帯への支援額は上記金額の3/4の額を上限とします(小規模破損を除く)。

※ 半壊、一部破損の人で、加算支援金を申請されない人は、申請により3万円を受け取ることができます。

【申請に必要な書類など】

- ①被災者生活再建支援金支給申請書 ②振込みを希望する口座の通帳の写し
 ③加算支援金については、建設・購入・補修・賃借にかかる**契約書または領収書**
 (見積書・請求書による申請は不可)

【申請期限】

◎全壊・大規模半壊 [基礎支援金] 平成31年5月8日/[加算支援金]平成33年5月8日

※ [基礎支援金]のみ申請し、後日、[加算支援金]を申請することも可能です。

◎半壊・一部破損・小規模破損 平成31年3月31日

※ 半壊・一部破損については、建設・購入・補修にかかる実額を確認する必要があるため、申請時には契約書または領収書の添付をお願いします。

※ 契約または費用の支払いは、申請期限(平成31年3月31日)までに行っていただく必要があります。

地震に伴う市税の減免について

平成30年度の個人市県民税と固定資産税について、被害の程度に応じて減免を受けることができます。

問 税務課市民税係 (☎0854-83-8022)、税務課資産税係 (☎0854-83-8025)

■個人市県民税の減免

【減免基準】

納税義務者が居住する住宅について、地震により受けた被害が半壊以上で、前年中の合計所得が1,000万円以下であるとき。

前年中の 合計所得金額	減免の割合	
	大規模半壊以上	半壊
500万円以下	所得割額の全部	所得割額の1/2
500万円を超え 750万円以下	所得割額の1/2	所得割額の1/4
750万円を超え 1,000万円以下	所得割額の1/4	所得割額の1/8

※ 平成30年度分に限りません。

5月初旬以降、平成30年度の固定資産税納税通知書と市県民税納税通知書を郵送いたします。減免決定までの間は、通知書に記載の納期・金額で納付をお願いします。減免決定となった場合は、減免後の税額と調整をします（前納済の場合は還付します）。減免申請の手続きの詳細については、改めてお知らせします。

■固定資産税および都市計画税の減免

【減免基準】

・土地

被害の程度	減免の割合
被害面積が8/10以上	全部
被害面積が6/10以上8/10未満	8/10
被害面積が4/10以上6/10未満	6/10
被害面積が2/10以上4/10未満	4/10

・家屋

被害の程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊	6/10
半壊	4/10

市営住宅などの提供と住宅使用料の免除について

この度の地震により、住宅が破損し長期にわたり居住できない場合、市営住宅などを提供します。使用期間は原則1年以内、使用料（家賃）と敷金は全額免除します。保証人は不用です。

問 都市計画課住宅係 (☎0854-83-8110)

認可保育所と市立幼稚園の保育料の免除について

この度の地震により、保育所などに通園しているお子さんがいらっしゃる世帯で、家屋に被害があった場合、保育料を免除します。

【全壊の場合】全額免除 【大規模半壊・半壊の場合】1/2免除

保育所については、問 子育て支援課 (☎0854-83-8148)

幼稚園については、問 教育委員会総務課 (☎0854-83-8121)

国民健康保険料に関する減免等について

保険料・医療費の一部負担金について、減免と徴収の猶予を受けられる場合があります。

保険料の減免

この度の地震により、現に居住する住宅について、半壊以上の被害があった場合。

医療費の一部負担金の減免

この度の地震により、死亡もしくは障がい、または資産に重大な被害を受けたことにより生活が困難となった場合。

問 市民課保険年金係（☎0854-83-8154・8155）

介護保険料の減免等について

保険料について、減免と徴収の猶予を受けられる場合があります。

保険料の減免

この度の地震により、現に居住する住宅について、半壊以上の被害があった場合。

問 介護保険課（☎0854-83-8063）

後期高齢者医療保険料に関する減免等について

保険料・医療費の一部負担金について、減免と徴収の猶予を受けられる場合があります。

保険料の減免

この度の地震により、現に居住する住宅について、半壊以上の被害があった場合。

医療費の一部負担金の減免

この度の地震により、住宅、家財そのほかの財産に著しい被害を受けたことにより生活が困難となった場合。

問 市民課保険年金係（☎0854-83-8154・8155）

上下水道料金の免除について

この度の地震による漏水分の料金が免除される場合があります。

免除対象者

地震により水道管などが破損し漏水があった使用者

※ 大田市が指定する給水装置工事事業者以外が修理を行った場合でも対象になります。

免除内容

漏水にかかる水道料を算定し、漏水分にかかる水道料金・下水道料金を全額免除します。

※ 過去6か月の平均、前年同期などいずれか低い水量を上回る水量分の料金を免除します。

漏水があった使用者のかたは、ご相談ください。

問 上下水道部管理課（☎0854-83-8112）

このほかにも、さまざまな支援制度がありますので、総合相談窓口（☎0854-84-7888）または大田市役所代表番号（☎0854-82-1600）までお問い合わせください。

市民の皆さんへ2

H30. 5. 17 (木)
発行：大田市危機管理課
政策企画課
(☎0854-82-1600代)

4月9日未明に発生した大田市東部を震源とした島根県西部地震から、早くも1か月半が経とうとしています。改めまして、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この度の地震では、家屋、道路、公共施設など市内で多くの被害が発生しました。大田市にとって、これまでにない大きな地震、災害であったと認識しております。

震災の復旧・復興にあたっては、市内外から多くのご支援をいただいております。大田市社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターでは、延べ1700人を超えるボランティアの皆さんに応援をいただいております。また、断水による給水、復旧作業、家屋の応急危険度判定や被害認定調査などに、島根県、県内の市町、鳥取県、鳥取県内の市町、そして友好都市の岡山県笠岡市から多くの方々に応援をいただきました。また松江財務事務所、国土交通省、自衛隊、ネクスコ西日本、島根県建築士会からも応援をいただいております。このような数多くのご支援ご協力により、復旧活動や災証明書の発行を行っております。心から厚くお礼申し上げます。

また、市内をはじめ全国各地の方々からふるさと納税などを通じ、多くの寄付金をいただいております。厚くお礼申し上げますとともに、被災された方々への生活再建などに有効に活用させていただきます。本当にありがとうございました。

復興がすべて完了するには、今後長い時間を要すると思われまします。ご支援や励ましのお言葉をいただいた皆様のお気持ちに答えるためにも、市民の皆さまと共に全力で復興に向けて、対応していきたいと考えております。この難局を乗り越えるためには、市民が一致団結し、協力し合いながら対応していく必要がございます。ぜひとも、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

大田市を元気にするためには、市民の皆さま一人一人の力がぜひとも必要です。みんなで力を合わせ、一致団結して『明るく元気なおおだ』を取り戻しましょう。

大田市長 楯野弘和

市内の被害状況

(5月9日現在)

家屋などの被害状況

- 被害認定調査件数 2,131件
- り災証明書発行済み被害件数

全壊	12件
大規模半壊	6件
半壊	19件
一部破損	179件
小規模破損	509件

- 避難状況 ※4月9日
- 開設避難所 50か所
- 避難者数(最大人数) 218人

道路の被害状況

- 被害路線数

国道	2路線
県道	7路線
市道	308路線
農道	23路線

公共施設などの被害状況

- 公共施設被害件数・被害額

公共施設など	136件	2億9110万円
インフラ	402件	6億6851万円

公共施設：市民文化系施設、スポーツレクリエーション施設、学校教育施設、保健・福祉施設など
インフラ：市道、港湾施設、上下水道施設など

- 農業施設などの被害件数・被害額

農地・農業用施設	81件	3億2150万円
農作物など	12件	2億9000万円

災害ボランティア参加団体

市内や県内からだけではなく、遠方からも多くのかたに活動していただいています。
ここでは参加団体のみ掲載しますが、個人で参加されたかたも多くいらっしゃいます。
本当にありがとうございます。(順不同・敬称略。大田市災害ボランティアセンター提供・5月6日現在)

■市内

株式会社シバオ／株式会社ナカテック／大田市森林組合／大田市建築組合／
大田商工会議所／イオンリテール株式会社中四国カンパニー（イオン大田店）／
大田ライオンズクラブ／大田市職員連合労働組合／島根県立大田高等学校野球部／
島根県立邇摩高等学校柔道部

■県内

A I G損害保険株式会社／株式会社エブリプラン／株式会社フクダ／
島根県しまね暮らし推進課／島根県消防学校／公益社団法人松江青年会議所／
いずも曹洞宗青年会／有限会社松江測地社／一般社団法人出雲青年会議所／
一般社団法人安来青年会議所／株式会社土井豆組／一般社団法人平田青年会議所／
株式会社和田組／公立大学法人島根県立大学／公益社団法人益田青年会議所／
中国電力株式会社／グリーンコープ生活協同組合／株式会社山陰合同銀行／
松江市社会福祉協議会／連合島根西部地域協議会／島根県民主医療機関連合会／
島根県隊友会／飯南町／チーム集結／天理教災害救援隊ひのきしん隊／
末日聖徒イエス・キリスト教会

■県外

災害ボランティア愛知人／福山市赤十字奉仕団／服部工務店／
国土舘大学救急救助研究所

他市町・団体などからの業務に対する支援

松江財務事務所／国土交通省／自衛隊／島根県／松江市／出雲市／浜田市／雲南市／
安来市／川本町／邑南町／津和野町／鳥取県／鳥取市／倉吉市／境港市／北栄町／
琴浦町／湯梨浜町／三朝町／智頭町／笠岡市／ネクスコ西日本／島根県建築士会

ほかにも、東日本大震災で被災された自治体などからもお見舞のお言葉などをいただいています。

5 被災者の心のケア

健康増進課

【対応の状況】

○避難所訪問

発災当日早朝より避難所への訪問による健康管理を実施した。避難所を夜間のみ利用する人がほとんどであったため、4月12日、20日の夜間に健康相談を行い、健康状態の把握を行った。

○在宅者への支援

乳幼児、保育園児、児童・生徒及び保護者への心のケアは、関係課で臨床心理士、スクールカウンセラー等活用し、巡回相談及び研修会を実施した。地震被害の大きかった富山、朝山、波根、久手、志学地区には在宅高齢者等訪問を実施し、健康支援を行った。志学地区では自主防災組織からの要請を受けてストレスチェック等を実施した。また、4月16日からこころと体の相談窓口を健康増進課に開設した。

【円滑に対応できた点】

島根県から災害時公衆衛生スタッフの派遣を受け、災害時の保健活動の対応及び在宅高齢者等訪問を行うことができた。

志学地区の自主防災組織が発災直後から住民の安否確認、避難誘導、ニーズ把握をしており、被災者の状況に応じた健康支援が実施できた。

【課題となった点】

発災直後、要支援者の把握ができなかった。

避難行動要支援者台帳への登録は任意であり、障がい者、要介護者、独居及び高齢夫婦世帯など支援が必要な人への安否確認、対応ができなかった。また、複数の課から同じ対象者へ安否確認が行われていたり、各課が所有している台帳の共有が図れなかった。

今回の地震では人的被害が少なく、職員もすべて災害対応、通常業務にあたることができたが、災害の規模によっては、外部団体からの受援をどのように調整するかを誰もが行えるようにしておく必要がある。

【課題に対する改善の方向性】

災害時の要支援者台帳について関係各課の支援台帳の共有を図る必要がある。

また、災害時誰もが必要な対応がとれるよう、大田市災害時保健活動マニュアル及びアクションカードの作成が必要である。

志学地区の自主防災組織の活動から、平時からの地区把握と災害対応も含めた地域づくり、災害状況に応じた訓練の実施が必要である。

6 災害ボランティアによる被災者支援

地域福祉課

【対応の状況】

発災3日後の4月12日、大田市民会館ホワイエ及び旧消防署を利用して、大田市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を開設。全国から集まった約2,600人、延べ約4,000人のボランティアが、被災家屋のガレキ撤去やブルーシート張りといった作業を中心に、約600件の支援を行った。

【円滑に対応できた点】

- 運営支援アドバイザーの協力を得て、円滑にボランティアセンターの運営
 - ・全国社会福祉協議会災害会議の協力を得て、大田市社会福祉協議会の迅速なはたらきにより早期に「災害ボランティアセンター」が開設され、その後もおおむね円滑に運営された。
 - ・フェイスブックをはじめとしたSNSを活用した情報発信により全国から多くのボランティアが集まった。
- 社会福祉協議会に近い場所でボランティアセンターを開設
 - ・社会福祉協議会に隣接する市民会館や旧消防署を利用することができ、事務機器類や資機材の設置がスムーズに行われ、トイレや水道の確保もできた。

【課題となった点】

- 災害ボランティアセンターの場所として独立した施設がない。
 - ・今回は市民会館を使用することができたが、指定管理施設であり長期間の利用は困難であった。
- 災害ボランティアセンター開設スタッフ不足
 - ・社会福祉協議会職員だけでは膨大な業務に対応できない。
- 災害ボランティアセンターの運営資金と資機材の調達
 - ・必要な資機材を確保するため、社会福祉協議会独自で即時に対応できる財源がなく市に協力を求めた。
 - ・必要となる資機材のリストがなく混乱した。
- 災害ボランティアセンターと行政との関わり
 - ・行政（市）職員が災害ボランティアセンターに常駐していないことにより、最新の情報共有ができず、判断や対応に遅れや混乱が生じることがあった。

【課題に対する改善の方向性】

- 災害ボランティアセンターの場所となることを想定した独立した施設の確保
 - ・あらかじめ市民会館を使えるようにしておくか、新たな施設を確保しておくことが必要である。
- 災害ボランティアセンター開設スタッフの確保に向けた人材養成
 - ・地元でのスタッフを確保するための人材養成を推進する。
- 災害ボランティアセンターの運営資金と資機材の調達についてのしくみづくり
 - ・積立基金を創設したり、ホームセンターと協定を締結するとともに、災害別に必要な資機材のリストを作成する。
- 災害ボランティアセンターと行政との関係強化

・災害ボランティアセンターに行政（市）職員が常駐、又は市の災害対策本部に社会福祉協議会職員がオブザーバーとして参加するなどして、両者の連携を強化する。

7 生活再建支援金の給付

地域福祉課

【対応の状況】

国の「被災者生活再建支援制度」の対象となる「全壊・大規模半壊世帯」に加え、鳥根県とともに「半壊・一部破損世帯」、また、市単独で「小規模破損世帯」を対象に支援金を支給する制度を創設した。

【円滑に対応できた点】

- 国の制度の利用とともに、県・市で独自の支援制度をつくり、被害の程度が小さい世帯まで支援することができた。
- ・鳥根県中部地震の被害を受けた倉吉市や鳥根県の協力により、早期に拡充制度を創設し、被害の程度が小さい世帯まで支援を広げることができた。
- 生活再建支援金の申請交付手続
- ・り災証明書発行に合わせて支援金支給申請書を同封することで、対象者を明確にすることができた。
- ・地震に関する総合相談窓口において、原則としてワンストップで相談を受けることができた。

【課題となった点】

- 国の制度の対象とならない被災者を救済するため、短期間で制度構築せざるを得なかった。
- ・半壊以下の被害については国の被災者生活再建支援制度の対象とならないため、鳥根県中部地震等を参考に短期間で制度を構築せざるを得なかった。
- 小規模破損の申請が多数あり、事務処理に労力を要した。
- ・申請の約9割が小規模破損に係るものであり、多い日は1日100件を超える申請があった。
- 支援金の対象としてよいか判断に迷うことがあった。
- ・被害程度の小さい世帯が解体や新築を行う場合など、個々の事情で判断が難しかった。

【課題に対する改善の方向性】

- 鳥根県において制度（半壊～一部破損）の恒久化が進められた。
- 国の制度にかからない半壊以下の場合も統一した対応を行うため、今後マニュアルやQ&Aの作成について検討する。
- ・次回以降の円滑な事務処理のため、判断に迷ったケースの対応をまとめておく。

8 大田市商業施設等持続化支援事業

産業企画課

【対応の状況】

地震後、被災した小売店舗等の早期復旧を支援する目的で、島根県中小企業課や市内経済団体等、関係機関と連携して支援制度の設計に取り組んだ。

島根県が既存の「島根県地域商業等支援事業補助金」に災害対応枠を設けたことで、その枠組みを活用し、6月28日に「大田市商業施設等持続化支援事業補助金交付要綱」を施行した。申請にあたっては、事業者の負担軽減のため、申請書類の簡素化に努めた。

また、事業の実施にあたっては、市ホームページへの掲載や事業者等を対象とした支援制度説明会、市内経済団体が発行する広報誌等を活用して、周知を行った。

6月28日から10月31日までの間で、26件、27,472千円の補助金申請があった。

【円滑に対応できた点】

- ・被害の大きかった事業所への補助上限額の引き上げ基準について県と協議し、スピーディーに方向性を決めることができた。

【課題となった点】

- ・県が既存の地域商業補助金をベースに制度設計をしているため、建設業や被害の大きかった製造業者を補助対象にすることができなかった。

【課題に対する改善の方向性】

- ・県が事業承継活動支援助成金の中に災害対応枠を設けることで、県地域商業補助金の対象外業種である製造業等も、当該補助金によって支援が可能となった。
- ・県が制度融資の地震対策特別資金を創設し、幅広い業種の円滑な資金繰りの支援を行うこととなった。

【配付資料（平成30年5月1日配布）】

～ 被災された事業所の方向け補助金のお知らせ ～

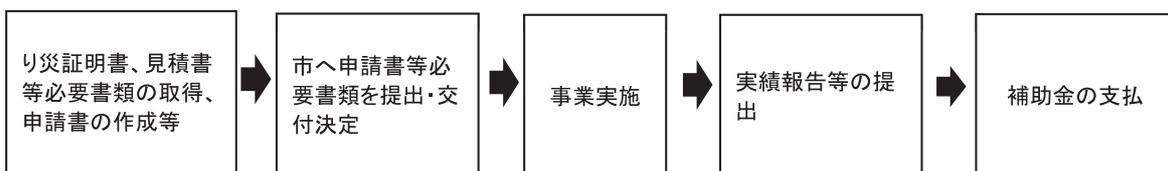
島根県西部地震対策 大田市商業施設等持続化支援事業

◆大田市では島根県と連携し、平成30年島根県西部を震源とする地震により被災した小売店等の早期復興（営業再開）を支援する目的で、被災した市内の中小企業者が事業に利用している施設、設備の原状回復及び被災した店舗での営業再開までの間、仮店舗営業に要する経費の一部を助成します。

◆事業の内容

区分	内容
補助対象者	島根県西部を震源とする地震により被災した市内中小事業者又は個人 【対象業種】 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、宿泊業又は地域の商業機能の維持のために必要であり、市内経済の循環・維持に資すると市が判断した業種。
補助率	補助対象経費の2/3以内（負担割合：県1/3、市1/3、事業者1/3）
補助対象経費	被害のあった施設及び設備の原状回復に要する経費及び仮店舗での営業に要する経費のうち、当該年度に支払いが完了したもの。 【原状回復枠】…建築費、建物取得費、施設修繕費、設備改修費、備品等購入費等 【仮店舗枠】…家賃、広告宣伝費、備品等購入費等
補助限度額	1事業者あたり200万円。ただし、被災の程度が全壊、大規模半壊又は半壊若しくは仮店舗での営業が困難な場合は、400万円まで引き上げる。
補助対象期間	補助開始日から当該年度の3月31日まで。ただし、仮店舗補助については、仮店舗賃借日から本店舗の営業再開日まで（最大24月）
申請時必要書類	補助金交付申請書、リ災証明書又は被災証明書の写し、営業確認書類（決算書等）の写し、被災状況のわかる写真、その他市長が必要と認める書類。 上記に加えて、補助対象経費の内容によって、見積書や契約書等が必要。

事業の流れ

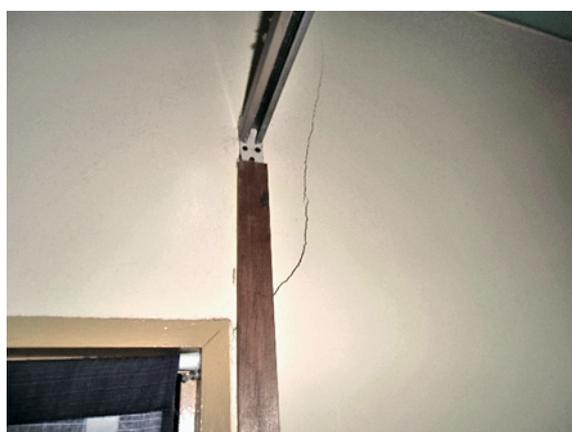


* 交付決定日までに原状回復に着手した場合であっても、支払証拠書、写真等により被災状況と原状回復の状況が確認できる場合は補助対象とします。

お問い合わせ先

【大田市役所 産業振興部 産業企画課 産業支援係】
 TEL: 0854-83-8075（直通） E-mail: o-syoukou@city.ohda.lg.jp
 HP: http://www.city.ohda.lg.jp/ohda_city/city_organization/23/594/
 （申請様式は、こちらからダウンロードできます。）
 * 当補助金に関する最新情報は、HPに随時掲載します。

被害写真（三瓶町志学地内）



【配付資料（平成30年5月1日配布）】

島根県西部地震に伴う 支援制度説明会の開催

大田市では、H30.4.9に発生した島根県西部地震で被災された事業者や個人の方を対象に、支援制度を設けました。

より多くの方に活用いただくため、説明会を開催しますので、ご参加ください。

○日時 平成30年5月11日（金） ・ 14日（月） ・ 15日（火）
いずれも 19:00～

○会場 大田商工会議所2階会議室

～説明する支援制度～

地震対策特別資金（事業者向け）（島根県中小企業制度融資）

島根県西部地震で被害や影響を受けている中小事業者等向けの融資制度を設けました。

大田市石州瓦・県産木材利用促進住宅等再建支援事業（個人向け）

島根県西部地震により被災した住宅等の新築・修繕を行う際に「石州瓦」「島根県産木材」を使用する場合、その施工に要する経費の一部を補助します。

※島根県も同様な制度を設けましたので、当日は島根県の担当者から島根県制度の説明があります。

大田市商業施設等持続化支援事業（事業者向け）

島根県西部地震により被災した市内中小事業者が事業に利用している施設、設備の原状回復及び被災した店舗での営業再開までの仮店舗営業に要する経費の一部を補助します。

被災宅地擁壁等復旧事業（個人向け）

島根県西部地震により被災した市内の宅地の石垣や擁壁の復旧工事に要する経費の一部を補助します。

説明会に対する問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課 TEL：0854-83-8077

大田商工会議所 TEL：0854-82-0765 銀の道商工会 TEL：0855-65-1110

○支援制度説明会の様子



9 児童・生徒への学用品等の支援

教育委員会総務課

【対応の状況】

危機管理課からのり災者情報（半壊以上の被害を受けた世帯）を基に支援対象児童・生徒の所属している学校を通じて、申請書の配布を行った。

支援対象に給食費も含まれており、給食費の支給は学校へ支払うことで調整し、対象者世帯の負担を軽減することができた。

【円滑に対応できた点】

危機管理課からのり災者情報（半壊以上の被害を受けた世帯）を得たことにより、支援対象者の把握が円滑にでき、漏れなく周知を行うことができた。

表18 支援内容

支援の種類	支給対象	支給の内容		支援の期間
学用品費	児童・生徒の学用品費等	全壊	児童一人につき 40,000円 生徒一人につき 46,000円	被災の日から 平成31年3月 31日まで
		大規模半壊 半壊	児童一人につき 20,000円 生徒一人につき 23,000円	
給食費	園児・児童・生徒の給食費	全壊	全額	被災の日から 平成31年3月 31日まで
		大規模半壊 半壊	半額	
通学費	被災により避難したことで通学距離が伸びたため、通学に係る経費負担が増した児童・生徒で、公共交通機関を利用する場合の定期券代金	全壊	全額	被災の日から 平成31年3月 31日まで
		大規模半壊 半壊	半額	

10 高齢者施設

介護保険課

【対応の状況】

- ・高齢者関係施設等へ電話し、被害の状況把握に努めた。
- ・居宅介護支援事業所と連携し、担当している利用者の人的被害及び自宅建物の被害等により自宅での生活が困難な方、また、自宅以外へ避難した方の被害の状況把握に努めた。
- ・高齢者関係施設等の入所者の被害状況を県高齢者福祉課へ連絡し、情報共有した。
- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の申請を行った。
 - *申請した施設：7施設
- ・自宅建物に被害のあった方のうち、介護保険施設での受け入れが難しい方について、老人福祉施設等への入所につなげた。

【円滑に対応できた点】

- ・介護保険課職員及び居宅介護支援事業所と連携して、迅速な被害状況の把握ができた。

*事業所建物被害：12件 *自宅建物被害者：22名